

2026年（令和8年）6月1日より

入院時の食費の負担額が変わります

◆入院時の食事代は、診療や薬代などの費用とは別に下表の自己負担が必要です
 ご負担いただく【1食あたりの食費】

区分		現在	令和8年
70歳未満	70歳以上	令和8年5月31日まで	6月1日から
一般 (下記以外)	一般 (下記以外)	510円	550円
		◎指定難病患者	
低所得者 (住民税非課税世帯) ※	低所得者Ⅱ ※	300円	330円
		過去1年間の入院期間が90日以内	
		240円	270円
該当なし	低所得者Ⅰ ※	過去1年間の入院期間が90日超	
		190円	220円
		110円	130円

※に該当する低所得者の方は、1ヶ月に1度、「マイナ保険証」か医療保険の保険者が発行する「限度額認定証」のどちらかをご提示ください

療養病棟に入院している65歳以上の皆さまへ

2026年（令和8年）6月1日より居住費の負担が変わります

ご負担いただく【1日あたりの居住費】

対象者	現在 (令和8年5月31日まで)	令和8年 6月1日から
療養病床に入院している 65歳以上の方	370円	430円

◆ただし、指定難病の方・生活保護受給者・境界層該当者の方については
引継ぎ負担を求められません

※今回の居住費の見直しは、療養病床に入院する65歳以上の方が対象であり、

65歳未満の方は対象外です

国の健康保険法の規定に基づき、入院中の食事代の負担額が上記の通り変更されます。
 全国医療機関の金額となりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

詳しくは医事課までお問い合わせください